

多摩大学湘南キャンパス公認団体○○○規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体は「〇〇〇〇」と称す。

第2条 (目的)

○○

第2章 活動

第3条 (活動)

本団体の活動内容は、次のとおりとする。

[illegible]

第3章 役員

第4条（顧問）

本団体に多摩大学専任教職員より顧問として置く。顧問は団体を代表し、活動に対し教育的立場から指導・助言を行う。

第5条（役員）

本団体に、次の役員を置き、役員は役員会を組織する。

- (1) 代表 1 名
(2) 副代表 1 名
(3) 会計 1 名

第6条 (任務)

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表：顧問と連携を図り、団体の代表として本団体を司る。
- (2) 副代表：代表を補佐する。
- (3) 会計：団体に関わる金銭出納を担当する。

第7条 (選出)

役員は、団体の内から会議の場において選出する。

第8条 (任期)

役員の任期は、2月1日～翌1月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会員

第9条（資格）

多摩大学グローバルスタディーズ学部に籍を置く者とする。

第10条（入会）

入会申し込み申請には下記の項目を必要とする。

氏名、ふりがな、学籍番号、メールアドレス、連絡先（携帯など）

第11条（退会・除名）

退会の申し出をもって、退会を認める。本会の名誉を著しく毀損する、もしくは運営上問題となる場合は、総会で検討の上、除名をする。但し、除名に際しては弁明の機会を与える。

第5章 会計

第12条（会計年度）

本団体の会計年度は、4月1日～翌2月末までの11ヶ月とする。

第13条（収益）

本団体の会計は、団体費、補助金、その他収益をもって支弁する。

第14条（会費）

会費は、団体役員会の決定に基づき、学生会全体会において諮り、顧問の承認を得なければならない。なお、入会金を〇〇〇〇円、会費は〇〇〇〇円（年額）とする。

第15条（会計報告）

本団体の会計報告は、学生会全体会の承認を受けなければならない。

附則

本規約は、2025年4月1日より施行する。